（その１）　※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

千葉県選挙管理委員会 27.5.29 千選管第　号

収支報告書（平成 26 年分）

（ふりがな）（おくのそういちろうこうえんかい）

1 政治団体の名称　おくの総一郎後援会

2 主たる事務所の所在地　千葉県佐倉市西志津1-20-4

3 代表者の氏名　奥野 總一郎

4 会計責任者の氏名　中野あかね

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
□ 政党の支部	□ 政党
☑ その他の政治団体（後援会等）	□ 政治資金団体
□ その他の政治団体の支部	□ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
□ ２以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

問合せ先

（担当者）中野あかね

（電話）043-461-8629

【留意事項】
国会議員関係政治団体については，1万円を超える支出を記載し，コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお，すべての領収書を保管すること。

国会議員関係政治団体の区分
（政治資金規正法第１９条の７第１項）
☑ 第１号に係る国会議員関係政治団体
☑ 第２号に係る国会議員関係政治団体
・公職の候補者の氏名　奥野總一郎
・公職の種類　衆議院議員
（該当する方に○→）　（現職）
・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
☑ 1年を通じて適用
□ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

資金管理団体の指定の有無
□ 無
☑ 有
（以下　指定「有」の場合のみ記載）
・公職の種類　衆議院議員
（該当する方に○→）　（現職）
・資金管理団体の届出をした者の氏名　奥野總一郎
・資金管理団体の指定の期間
☑ 1年を通じて適用
□ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

注意
(1) この表紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治団体に関して届出た内容と一致すること。
(2) 記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
(3) 提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

（下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと）

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
3 6 6 5 7 0	2 6	2 7 0 5 2 9	￥2,768,597

✓
△

収　支　の　状　況

全団体必要

（その２）　注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）宣誓書は提出しなければならない。

１．収支の総括表

				十億	百万	千	円
(1) 収入総額（①+②）	0	1	0		13,	018,	193
①（前年からの繰越額）	0	2	0			12,	883
②（本年の収入額＝A+B+C+D+E+F+G）	0	3	0		13,	005,	310
(2) 支出総額（表(その13-1)の合計額）	0	4	0		10,	249,	596
(3) 翌年への繰越額（(1)－(2)）	0	5	0		2,	768,	597

※収支がない場合であっても、０１０～０５０の欄にはすべて記入すること。

２．収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

				十億	百万	千	円
金額 A	0	6	0			393,	000
員数	0	7	0				303

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	行番			金額 十億	百万	千	円	備考
(ｱ) 個人からの寄附	0	8	0			495,	800	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕	0	9	0				0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0				0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ｳ) 政治団体からの寄附	1	1	0		3,	810,	000	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計（ア）+（イ）+（ウ）	1	2	0		4,	305,	800	080～110の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	1	3	0				0	内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附	1	4	0				0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B （ア＋イ）	1	5	0		4,	305,	800	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。
※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

（その３－２）

（３）機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティー）

			政治資金パーティーの名称	金額 十億	百万	千	円	開催年月日	開催場所（所在地及び施設名）
			おくの総一郎を支える会		3	125	000	H26.4.17	東京都千代田区平河町2-4-3　ルポール麹町
			奥野総一郎朝食勉強会		1	857	510	H26.7.23	千葉市中央区問屋町1-45　カンデオホテルズ千葉
			おくの総一郎を育てる会		3	324	000	H26.10.31	東京都港区芝公園2-5-20　メルパルク東京
8	0	0	この頁の小計		8	306	510		
9	0	0	合計 D		8	306	510		

注意(1)収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティー（特定パーティー）については、本表のほか表(その10)も提出すること。
(2)20万円超の購入者がいる場合には、表(その11-1)～(その11-3)にその内容を記載すること。
また、あっせんによって20万円超の収入（売上）を集めた者がいる場合には、表(その12-1)～(その12-3)にあっせんの内容を記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）				寄附者の区分	個人						
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			園田小次郎			100	000	H26.10.15	千葉県佐倉市山崎354-1	弁護士	
			園宏明			30	000	H26.11.2	東京都豊島区東池袋4-35-3	不明	
8	0	0	この頁の小計			130	000				
8	1	0	その他の寄附			365	800	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計			495	800	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－３）　政治団体

（7）寄　附　の　内　訳　（政治団体）								寄　附　者　の　区　分		政治団体 ✓	
			団　体　の　名　称	金　額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			郵政未来研究会		2,	000,	000	H26.11.18	東京都台東区上野5-2-2	増田 光儀	
			花斉会			100,	000	H26.11.21	東京都目黒区上目黒1-17-6-202	藤村 修	
			アピール２１		1,	000,	000	H26.11.22	東京都千代田区神田駿河台3-6	相馬 真琴	
			千葉県不動産政治連盟			100,	000	H26.12.2	千葉市中央区中央港1-17-3	松永 智太郎	
			印旛郡市医師連盟			100,	000	H26.12.8	千葉県成田市加良部3-17-2	芝 忠明	
			千葉市医師連盟			200,	000	H26.12.10	千葉市中央区神明町204	入江 康文	
8	0	0	この頁の小計		3,	500,	000				
8	1	0	その他の寄附			310,	000	→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合　計		3,	810,	000 ✓	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)政治団体以外の団体からの寄附は、表(その7-2)へ記載すること。

（その11-3）　政 治 団 体

(11)政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳	政治資金パーティーの名称	おくの総一郎を支える会
	対価の支払をした者の区分	政　治　団　体

			対価の支払をした団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			郵政政策研究会関東地方本部			300,	000	H26.2.28	埼玉県さいたま市中央区新都心4-3	大澤 誠	
			郵政政策研究会		1,	000,	000	H26.4.1	東京都港区六本木1-7-27	黒田 敏博	
8	0	0	この頁の小計		1,	300,	000				
9	0	0	合計								

注意．対価の支払いが20万円超の政治団体がある場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。

（その11-3）　政治団体

(11)政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳	政治資金パーティーの名称	おくの総一郎を育てる会
	対価の支払をした者の区分	政　治　団　体

			対価の支払をした団体の名称	金額（十億 / 百万 / 千 / 円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			郵政政策研究会	1,000,000	H26.7.1	東京都港区六本木1-7-27	大澤 誠	
8	0	0	この頁の小計	1,000,000				
9	0	0	合計					

注意．対価の支払いが20万円超の政治団体がある場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。

（その11-3）　政治団体

(11)政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳				政治資金パーティーの名称	おくの総一郎を育てる会		
				対価の支払をした者の区分	政　治　団　体		

			対価の支払をした団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
				十億	百万	千	円				
			郵政政策研究会		1,	000,	000	H26.10.22	東京都港区六本木1-7-27	大澤 誠	
8	0	0	この頁の小計		1,	000,	000				
9	0	0	合　計		3,	300,	000				

注意．対価の支払いが20万円超の政治団体がある場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。

（その13-1）

3．支出項目別金額の内訳

（1）支出の総括表

項目					金額	備考
1 経常経費					十億 百万 千 円	
	(1) 人件費	0	1	0	3,592,053	
	(2) 光熱水費	0	2	0	1,227	
	(3) 備品・消耗品費	0	3	0	637,627	
	(4) 事務所費	0	4	0	1,217,016	
	小計 ((1)～(4))	8	0	0	5,447,923	
2 政治活動費					16 十億 百万 千 円	
	(1) 組織活動費	0	5	0	1,635,830	
	(2) 選挙関係費	0	6	0	0	
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※	0	7	0	2,355,843	
	（内訳）ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0	0	
	（内訳）イ 宣伝事業費	0	9	0	0	
	（内訳）ウ 政治資金パーティー開催事業費	1	0	0	2,355,843	
	（内訳）エ その他の事業費	1	1	0	0	
	(4) 調査研究費	1	2	0	0	
	(5) 寄附・交付金	1	3	0	810,000	
	(6) その他の経費	1	4	0	0	
	小計 ((1)～(6))	8	0	1	4,801,673	うち本部・支部間の交付金合計 円
合計		9	0	0	10,249,596	←(800)行と(801)行の合計を記載すること。

※(080)行から(110)行の合計を、(070)行に記載すること

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、（その16）を添付すること。

注意　支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること（詳細は表（その14）、（その15-1）及び（その15-2）の注意書きを参照。

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書（その14）	政治活動費内訳書（その15-1）	政治活動費内訳書（その15-2）
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出 「コピー機により複写した領収書の写し」が必要	必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要
上記以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）	1件5万円以上の支出 「コピー機により複写した領収書の写し」が必要	不要 ※資金管理団体は必要		

(その14-1)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	光熱水費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計				0				
その他の支出			1	227				
合計			1	227				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳

項目別区分：備品・消耗品費

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額（十億 / 百万 / 千 / 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ハガキ印刷	44,000	H26.3.31	オダカ印刷	千葉市中央区登戸2-12-13	
ブルゾン	196,992	H26.11.28	㈱モンティプロダクト	愛知県名古屋市瑞穂区塩入町5-1	
仮設トイレ	30,000	H26.12.12	㈲山田設備	千葉県八街市八街ほ81	
ガソリン	48,800	H26.12.19	㈲のぞみ石油	千葉県四街道市小名木212-1	
この頁の小計	319,792				
その他の支出	317,835				
合計	637,627				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳						項目別区分	事務所費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
事務所家賃			15,	000	H26. 1. 30	民主党千葉県第９区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃			15,	000	H26. 2. 27	民主党千葉県第９区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃			15,	000	H26. 3. 30	民主党千葉県第９区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃			15,	000	H26. 4. 30	民主党千葉県第９区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃			15,	000	H26. 5. 29	民主党千葉県第９区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃			15,	000	H26. 6. 30	民主党千葉県第９区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃			15,	000	H26. 7. 31	民主党千葉県第９区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃			15,	000	H26. 8. 31	民主党千葉県第９区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃			15,	000	H26. 9. 30	民主党千葉県第９区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃			15,	000	H26. 10. 31	民主党千葉県第９区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃			15,	000	H26. 11. 30	民主党千葉県第９区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃			15,	000	H26. 12. 27	民主党千葉県第９区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
コピー機パフォーマンスチャージ			32,	805	H26. 1. 17	リコージャパン㈱	東京都中央区銀座8-13-1	
この頁の小計			212,	805				
その他の支出								
合計								

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳						項目別区分	事務所費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
コピー機パフォーマンスチャージ			22	772	H26.4.10	リコージャパン㈱	東京都中央区銀座8-13-1	
コピー機パフォーマンスチャージ			14	231	H26.5.16	リコージャパン㈱	東京都中央区銀座8-13-1	
コピー機パフォーマンスチャージ			14	627	H26.6.30	リコージャパン㈱	東京都中央区銀座8-13-1	
コピー機パフォーマンスチャージ			10	766	H26.9.5	リコージャパン㈱	東京都中央区銀座8-13-1	
コピー機パフォーマンスチャージ			15	014	H26.9.27	リコージャパン㈱	東京都中央区銀座8-13-1	
コピー機パフォーマンスチャージ			14	230	H26.10.14	リコージャパン㈱	東京都中央区銀座8-13-1	
コピー機パフォーマンスチャージ			13	878	H26.11.5	リコージャパン㈱	東京都中央区銀座8-13-1	
携帯電話			11	336	H26.2.6	ソフトバンクモバイル㈱	東京都港区東新橋1-9-1	
携帯電話			10	454	H26.3.17	ソフトバンクモバイル㈱	東京都港区東新橋1-9-1	
携帯電話			11	389	H26.4.10	ソフトバンクモバイル㈱	東京都港区東新橋1-9-1	
携帯電話			10	361	H26.5.19	ソフトバンクモバイル㈱	東京都港区東新橋1-9-1	
携帯電話			10	146	H26.10.14	ソフトバンクモバイル㈱	東京都港区東新橋1-9-1	
携帯電話			10	341	H26.7.8	ソフトバンクモバイル㈱	東京都港区東新橋1-9-1	
この頁の小計			169	545				
その他の支出								
合計								

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳						項目別区分	事務所費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
携帯電話			50	830	H26.6.25	ソフトバンクモバイル㈱	東京都中央区銀座8-13-1	
携帯電話			10	617	H26.12.16	ソフトバンクモバイル㈱	東京都中央区銀座8-13-1	
携帯電話			10	885	H26.1.11	ソフトバンクモバイル㈱	東京都中央区銀座8-13-1	
レタックス			44	080	H26.3.28	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
レタックス			24	940	H26.3.31	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
レタックス			38	280	H26.3.31	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵送料			11	960	H26.10.12	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
政治資金監査報酬			108	000	H26.7.28	森嶋康長	千葉県船橋市湊町2-1-2	
事務所賃貸仲介手数料			64	800	H26.11.22	カサイハウジング㈱	千葉市若葉区加曾利町979-58	
事務所家賃			120	000	H26.11.22	カサイハウジング㈱	千葉市若葉区加曾利町979-58	
事務所家賃			100	000	H26.12.1	清水幸一	千葉県八街市八街ほ50	
コピー機リース料			12	960	H26.11.26	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
この頁の小計			597	352				
その他の支出			237	314				
合計		1	217	016				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） ①．組織活動費　／　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 行事費

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計				0				
その他の支出			11	500				
合計			11	500				

→※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（2） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） ①. 組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 旅費・交通費

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計				0				
その他の支出			558,	030				
合計			558,	030				

→ ※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） ①．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 交際費

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計				0				
その他の支出		1	066	300				
合計		1	066	300				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-2)

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分	政治資金パーティ開催事業費（パーティーの名称：おくの総一郎を支える会）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
パーティ券一式印刷	129,600	H26.4.7	オダカ印刷	千葉市中央区登戸2-12-13	
落花生	115,000	H26.4.8	侑おおつか	千葉県八街市八街に120	
会場費	685,529	H26.5.20	ルポール麹町	東京都千代田区平河町2-4-3	
この頁の小計	930,129				
その他の支出	0				
900 合計	930,129				

※1　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

※2　複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

注意　(1)　本表には、政治資金パーティー開催事業費について、パーティーごとに別葉にして記載すること。（同名のパーティーでも開催日が異なる場合は別葉とすること。）
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その15-2）

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分 政治資金パーティー開催事業費（パーティーの名称： 奥野総一郎 朝食勉強会 ）				
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあってはその名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
郵送料	23,718	H26.7.7	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵送料	50,518	H26.7.7	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵送料	14,874	H26.7.7	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵送料	30,753	H26.7.7	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
弁当代	26,000	H26.7.23	㈱万葉軒	千葉市中央区要町3-6	
パーティ券一式	129,600	H26.7.31	オダカ印刷	千葉市中央区登戸2-12-13	
会場費	476,323	H26.7.31	㈱ティーケーピー	東京都新宿区市谷八幡町8	
この頁の小計	751,786				
その他の支出	0				
900 合計	751,786				

※1　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

※2　複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

注意　(1)　本表には、政治資金パーティー開催事業費について、パーティーごとに別葉にして記載すること。（同名のパーティーでも開催日が異なる場合は別葉とすること。）
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その15-2）

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分 政治資金パーティー／開催事業費（パーティーの名称： おくの総一郎を育てる会 ）					
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考	
郵送料	48,392	H26.10.12	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2		
落花生	84,500	H26.10.30	久野商店	千葉市若葉区若松町541-10		
パーティ券一式	129,600	H26.10.31	オダカ印刷	千葉市中央区登戸2-12-13		
会場費	411,436	H26.11.10	メルパルク東京	東京都港区芝公園2-5-20		
この頁の小計	673,928					
その他の支出	0					
900 合計	673,928					

※1 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

※2 複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

注意 (1) 本表には、政治資金パーティー開催事業費について、パーティーごとに別葉にして記載すること。（同名のパーティーでも開催日が異なる場合は別葉とすること。）
(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　⑦．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 寄附金

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄附			150	000	H26.4.25	麻生のりお後援会	千葉市若葉区都賀の台3-10-37	
寄附			30	000	H26.1.17	すずき陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附			30	000	H26.2.20	すずき陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附			30	000	H26.4.1	すずき陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附			30	000	H26.4.7	すずき陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附			30	000	H26.5.16	すずき陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附			30	000	H26.6.30	すずき陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附			30	000	H26.7.24	すずき陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附			30	000	H26.8.26	すずき陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附			30	000	H26.10.1	すずき陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附			30	000	H26.10.31	すずき陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附			30	000	H26.11.10	すずき陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附			30	000	H26.1.17	高木だいすけ後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
この頁の小計			510	000				
その他の支出								
合計								

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　⑦．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　寄附金

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄附			30,	000	H26. 2. 14	高木だいすけ後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
寄附			30,	000	H26. 3. 11	高木だいすけ後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
寄附			30,	000	H26. 4. 10	高木だいすけ後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
寄附			30,	000	H26. 5. 12	高木だいすけ後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
寄附			30,	000	H26. 6. 20	高木だいすけ後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
寄附			30,	000	H26. 7. 16	高木だいすけ後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
寄附			30,	000	H26. 8. 15	高木だいすけ後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
寄附			30,	000	H26. 10. 1	高木だいすけ後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
寄附			30,	000	H26. 10. 31	高木だいすけ後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
寄附			30,	000	H26. 11. 25	高木だいすけ後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
この頁の小計			300,	000				
その他の支出				0				
合計			810,	000				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その17)

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無						
資産等の項目別区分	14		16	有 88 ※注(3)参照	無	備考
ア　土地	0	1	0	□	☑	
イ　建物	0	2	0	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	0	5	0	□	☑	
カ　金銭信託	0	6	0	□	☑	
キ　有価証券	0	7	0	□	☑	
ク　出資による権利	0	8	0	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	□	☑	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。
(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その20)

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

☑ 領収書等の写し　／

☑ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 27 年 5 月 28 日

政治団体の名称　**おくの総一郎後援会**

会計責任者の氏名　**中野あかね**　／

（以下は解散届提出時のみ記入）

（代表者の氏名　　㊞）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

平成２７年５月２８日

おくの総一郎後援会
代表　奥野　總一郎　　殿

登録政治資金監査人
森嶋　康長

登録番号　第2586号
研修終了年月日　平成２１年　6月29日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、おくの総一郎後援会の平成２６年１月１日から平成２６年１２月３１日までの法第12条第１項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、おくの総一郎後援会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出がないため該当なし。

3　業務制限

おくの総一郎後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、おくの総一郎後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上